

令和4年矢巾町議会定例会4月会議目次

議案目次	1
第1号(4月27日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○報告第2号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について	5
○報告第3号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算(第13号)の専決処分に係る報告について	8
○報告第4号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分に係る報告について	16
○報告第5号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分に係る報告について	19
○報告第6号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について	21
○議案第33号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて	22
○議案第34号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算(第1号)について	23
○散会	27
○署名	29

議 案 目 次

令和4年矢巾町議会定例会4月会議

1. 報告第 2号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について
2. 報告第 3号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）の専決処分に係る報告について
3. 報告第 4号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について
4. 報告第 5号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について
5. 報告第 6号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
6. 議案第33号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて
7. 議案第34号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について

令和4年矢巾町議会定例会4月会議議事日程

令和4年4月27日（水）午前10時00分開議

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 報告第 2号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について
- 第 4 報告第 3号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）の専決処分に係る報告について
- 第 5 報告第 4号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について
- 第 6 報告第 5号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について
- 第 7 報告第 6号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 8 議案第33号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて
- 第 9 議案第34号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	13番	川村よし子	議員
14番	小川文子	議員	15番	山崎道夫	議員

17番 高橋七郎 議員

18番 藤原由巳 議員

欠席議員（2名）

12番 長谷川和男 議員

16番 廣田光男 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高橋昌造 君	副 町 長	岩 渕 和 弘 君
政策推進監	吉岡律司 君	総務課長 兼防災安全 室 長	田村英典 君
企画財政課長 兼未来戦略 室 長	花立孝美 君	税務課長	佐々木智雄 君
町民環境課長	田中館和昭 君	福祉課長	野中伸悦 君
健康長寿課長	浅沼圭美 君	産業観光課長	佐藤健一 君
道路住宅課長 兼まちづくり 推進室 長	佐々木芳満 君	文化スポーツ 課 長	高橋保 君
農業委員会 事務局 長	鎌田順子 君	教育 長	和田修 君
学校教育課長 兼学校給食場 所 調 理 長	村松徹 君	子ども課長	田村昭弘 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田徹 君	議会事務局長 補 佐	川村清一 君
係 長	佐々木睦子 君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、12番、長谷川和男議員、16番、廣田光男議員は、都合により欠席する旨の通知がありました。

ただいまから令和4年矢巾町議会定例会を再開します。

これより4月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

13番 川 村 よし子 議員

14番 小 川 文 子 議員

15番 山 崎 道 夫 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（藤原由巳議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の4月会議の会議期間は、4月20日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、4月会議の期間は、本日1日と決定しました。

日程第3 報告第2号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係

る報告について

○議長（藤原由巳議員） 日程第3、報告第2号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第2号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、国の令和4年度税制改正において、主にコロナ後の新しい社会の開拓、成長と分配の好循環の実現に向け、税制上の観点から地方税法同施行令及び同施行規則の改正が行われたことに伴い、個人町民税、固定資産税及び国民健康保険税に係る所要の改正を行うものであります。

その改正の主な内容であります。個人町民税につきましては、住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例措置の対象を令和4年末までに入居する者に拡大するものであります。

次に、固定資産税につきましては、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とする特別な措置を講ずるものであります。

次に、国民健康保険税につきましては、基礎課税額に係る限度額について、現行の「63万円」を「65万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額について、現行の「19万円」を「20万円」に、それぞれ改めるものであります。

以上、今回の改正対象税目について、主な改正点をご説明申し上げましたが、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が3月31日にそれぞれ公布され、原則として4月1日から施行されたことから、矢巾町税条例及び矢巾町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものであり、令和4年3月31日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第8号の規定により専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 3点についてお伺いします。

まず、1点目は、町民税のことなのですからけれども、ふるさと納税はこれに入るのかどうか。

そして、どういう種類が入るのか、お伺いします。ふるさと納税も入るのではないかなと思っているので、まずそれが1点目です。

2点目は、商業地の固定資産税のことなのですけれども、何件ぐらいが対象になるのか。矢巾町の場合は、どのくらいなのか、お伺いします。そして、コロナの中ですけれども、収入とか、もし分かれば、収入というか、所得とか分かれば、そこもお願いします。

3点目は、国保のことですけれども、最高額が63万円から65万円ということなのですけれども、所得が高い方は、どのくらいの件数があるのか。私が以前調べた段階では、国保税、収入が少ない方が70%ぐらいありましたので、どのくらいの、何%の方が65万円になるのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 川村よし子議員、今質疑なわけでした、質疑というのは、既にご案内の内容だと思うのですが、議題となった案件について疑問と思われる点を問いただし、議員が表決において賛否を判断するために行われるのが質疑ということは、この研修会の資料で皆さんご案内の内容だと思います。いずれ答弁はさせていただきますが、それを踏まえてひとつよろしくお伺いします。

佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木智雄君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、ふるさと納税が該当になるかということでございしましたが、こちらのほうは、該当にはなりません。

それから、まず個人町民税の分らご説明申し上げますが、こちらは住宅ローン控除に関する内容でございます。令和4年中の所得に対してということになりますので、これからということになりますから、どのくらいの数になるかということは、不明でございますが、参考までに、令和3年中にどういう状況であったかということをご説明申し上げます。まず、令和3年中は、所得税控除の対象になった方が、約1,300名ほど、そのうち800名ほどが住民税の控除の対象にもなっております。さらに、その中で、新規の方ということで対象になった方は91名ございます。個人町民税関係は、このくらいになります。

それで、新築の件数がどのくらいになるかということに関しては、その年によって増減がありますので、今このくらいになるかということの数については、お答えできる内容にはございませぬので、よろしくお伺いを申し上げます。

それから、2点目の固定資産税に関する内容でございますが、商業地等に該当する筆数は1,100ほどございます。そのうち今回の対象になる数は、117筆ということで、こちらのほう

が5%から2.5%にということになりますと、減収となる見込みの金額は、約98万円ほど見込んでおります。

それから、国保税に関してでございますが、国保税も、こちらはまだ算定の前ということになりますので、こういう結果になりましたということはお伝えできませんが、参考までに令和3年度の状況をお知らせしながら、その数で大体の見当をつけていただければと思いますが、令和3年度は、まず医療分の最高額に該当した世帯数は42ございました。それから、支援金分、こちらのほうは37世帯、そして介護分につきましては16世帯が該当になりまして、この3つを合わせて、全部の金額で最高になった世帯ということになりますと、こちらのほうは13世帯が該当になっているという状況でございましたので、こちらのほうが今回の算定の中でも目安になってくる数になるのではないかなと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

日程第4 報告第3号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）の専決処分に係る報告について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第4、報告第3号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）の専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第3号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、2款地方譲与税、6款法人事業税交付金、8款環境性能割交付金、9款地方特例交付金、10款地方交付税、12款分担金及び負担金、14款国庫支出金、15款県支出金について、年度末をもって交付額が確定したことにより、それぞれ増額または減額

し、21款町債について、歳出事業費等の確定に伴い減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、歳入の確定に伴う財源更正を行ったほか、2款総務費の財政調整基金積立事業を増額補正し、3款民生費の住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業、子育て世帯生活支援特別給付金、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、児童手当給付事業及び子ども医療費助成事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,350万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億5,316万3,000円とするものであります。

また、6款農林水産業費について、繰越明許費を追加補正するものであります。

これらのことについては、令和4年3月31日に、地方自治法第180条第1項並びに矢巾町長専決条例第2条第5号及び第6号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） 報告第3号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）の詳細について説明いたします。

それでは、5ページへお進みください。第2表、繰越明許費補正です。追加となります。それでは、款、項、事業名、金額の順で説明いたします。6款農林水産業費、1項農業費、タブレット端末導入事業101万円、農業委員会において活用するタブレットの導入を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症により、タブレットの納品が6月以降となることとなったため、繰越明許費の追加を行うものです。

6ページにお進みいただきまして、第3表地方債補正です。変更となります。変更理由につきましては、事業費、減収額が確定したことにより、限度額を下げる内容となります。起債の目的は、庁舎維持補修事業、補正前限度額3,640万円、補正後限度額3,630万円、以下同様にご説明いたします。道路整備事業、補正前1億7,760万円、補正後1億7,700万円。公営住宅建設事業、補正前2,310万円、補正後1,790万円。史跡公園建設事業、補正前2,730万円、補正後2,700万円。金額の差の大きいものは、公営住宅建設事業ですが、こちらは、町営森が丘住宅改修事業の実績に伴う減となります。

次に、事項別明細によりご説明いたします。13ページをお開き願います。歳入補正です。款、項、項の補正額の順でご説明いたします。なお、今回の補正は、項目が多くなっており

ますが、全て12号補正以降に額が確定したのものについて精算を行うものです。

歳入。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税658万7,000円、揮発油税を原資として、市町村の道路延長と面積等に応じて国から譲与されるものですが、国の地方財政計画から増減率を推計しておりまして、推計額を上回ったため、その差異を補正するものです。

同じく2項自動車重量譲与税901万4,000円の減、車検時に課税される自動車重量税の市町村譲与分で、地方財政計画において示された数値を基に予算計上をしておりましてけれども、今回の精算で、その差異を補正するものです。

同じく3項森林環境譲与税22万7,000円。

3款利子割交付金、1項利子割交付金1万9,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金220万5,000円、上場株式の配当に係る税の一部を県が個人県民税の額に応じて市町村に交付するものです。過去の実績により推計をしており、精算に係る補正となります。

次のページに進みまして、5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金676万4,000円。個人が納めた株式等譲渡所得割額の一部を県が一定の基準に基づいて、株式譲渡所得割交付金として市町村に交付するもので、精算に係る補正となります。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金2,041万円、県税である法人事業税の一部を県が市町村の法人市町村民税、法人税割の額に応じて市町村に交付するもので、精算に係る補正となります。

8款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金949万円の減、県の資産見込額をベースに当初計上してございましたけれども、県に納付された環境性能割が予想以上に少なかったことから、市町村交付金が減となったものです。

9款地方特例交付金、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金5,758万5,000円の減、新型コロナウイルス感染症に伴う中小事業者の事業用家屋及び償却資産の課税標準額が最大ゼロとなる特例がありますが、これに伴う固定資産税の減収額が補填されるものでありましたが、対象となる固定資産税の減収が当初想定より少なかったことにより、5,758万5,000円の減となるものです。この分見込みより多く固定資産税が入ったということになります。

10款地方交付税、1項地方交付税1億831万7,000円、特別交付税の増ですが、大雪による除排雪対策経費、冬期スクールバスの運行、防災職員の配置等に伴う財政措置となります。

15ページに参りまして、11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金12万

5,000円の減。

12款分担金及び負担金、1項負担金935万3,000円の減、保護者負担分の保育所運営負担金の精算による減となります。

14款国庫支出金、1項国庫負担金3,062万円の減、児童手当給付実績の確定に伴う減及び保育所運営費の確定に伴う運営交付金の減となります。

同じく2項国庫補助金、15ページの下段の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金581万8,000円の増は、交付限度額の確定による増となります。

16ページに参りまして、重層的支援体制整備事業交付金は、障害福祉、児童福祉、社会福祉、老人福祉に分かれておりますが、事業費の確定によるもので、合計で348万7,000円の減となっております。子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金2,020万円の減及び事務費補助金188万8,000円の減は、令和3年度分の給付実績の確定に伴うものです。住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業費補助金3,427万5,000円の減は、令和3年度分の給付実績の確定に伴うものです。同じページ中段の臨時道路除雪事業費補助金2,700万円は、大雪による除雪費用の増加に対する国の臨時的な補助金となります。下に下がりまして、項の合計は3,213万1,000円の減となっております。

17ページに参りまして、同じく3項委託金123万6,000円。

15款県支出金、1項県負担金1,088万2,000円の減、児童手当関連は、国庫負担金同様、児童手当給付実績の確定に伴う減となります。保育所運営費負担金の減は、国庫負担金同様、運営費の確定に伴う減となります。

同じく2項県補助金、主なものは、各種医療費助成事業補助金が、給付実績の確定に伴い、17ページ最下段の重度心身障害者、18ページ中段の子ども、妊産婦、ひとり親家庭の合計で223万9,000円の減となるほか、重層的支援体制整備事業交付金が、障害福祉、老人福祉、児童福祉と分かれています。事業費確定により、合計で196万4,000円の減。下段になりますけれども、部活動指導員配置事業補助金が、4名予定のところ2名となったため121万7,000円の減となります。19ページにお進みいただいて、項の合計は1,207万4,000円の減となります。

同じく3項委託金17万7,000円。

21款町債、1項町債620万円の減、地方債補正でご説明いたしましたとおり、事業費減収額がそれぞれ確定したことによる減額となっております。

次に、歳出の説明をさせていただきます。23ページにお進み願います。歳出補正につきましても、12号補正以降に額が確定したものについて精算を行うものです。説明に当たりまし

ては、款、項、項の補正額の順で説明いたします。

歳出。2款総務費、1項総務管理費1億2,829万3,000円、主なものは、財政調整基金積立事業の増1億2,956万2,000円となります。これによりまして、積立金残高は、令和3年度末といたしましては13億7,603万9,000円となります。既に議決いただいております令和4年度当初予算で計上した分を差し引きますと7億7,629万2,000円となります。

同じく3項戸籍住民基本台帳費103万4,000円の減。

3款民生費、1項社会福祉費、主なものは、24ページ下段の住民税非課税世帯等への臨時特例給付事業の減、こちらについては、給付実績確定による3,396万1,000円の減であり、令和4年9月30日までの受付となりますが、非課税世帯は1,968世帯で、3月31日現在で給付できた世帯数は1,645世帯となっております。25ページに進みまして、項の合計は4,097万8,000円の減となっております。

同じく2項児童福祉費、主なものは、このページ中段の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）給付事業1,625万1,000円の減であり、父母が住民税非課税である世帯への児童1人当たり5万円の給付を行うものですが、給付実績の確定に伴う減で112世帯、196人の児童分として給付をしております。また、26ページに参りまして、上段になります。子育て世帯への臨時特別給付金給付事業も3,063万5,000円の減となっておりますが、児童手当支給対象世帯等へ児童1人当たり10万円の給付を行うもので、令和3年度分の給付実績の確定に伴う減で2,377世帯、4,163人の児童分として給付をしております。また、児童措置事業の減1,866万1,000円の減は、支給実績確定による減となります。27ページに進みまして、下段のほうになりますが、母子福祉医療費助成事業の減1,238万4,000円の減は、子ども医療費助成、妊産婦医療費助成、ひとり親医療費助成の給付実績確定による減となります。項の合計は9,678万4,000円の減となります。

28ページに進みまして、4款衛生費、1項保健衛生費107万2,000円の減。

6款農林水産業費、1項農業費25万8,000円の減。

29ページに進みまして、同じく2項林業費22万8,000円。

8款土木費、2項道路橋梁費、こちらは財源更正となります。

同じく5項住宅費、こちらも財源更正となります。

10款教育費、2項小学校費35万3,000円の減。

30ページに進みまして、同じく3項中学校費18万円の減。

同じく4項社会教育費136万6,000円の減、こちらは史跡公園整備事業において、新型コロナ

ナウウイルス感染症の影響により、文化庁協議がなくなったことによる旅費の減及び入札残の減によるものです。

以上で報告第3号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 採決に関わることではないかなと思いますけれども、歳入についてですけれども、ページ数で15ページぐらいだったと思うのですけれども、保育料のことです。父母負担が少なくなってマイナス、減額になっていますけれども、それから国から施設の補助金が減額になっているのですけれども、これは父母負担も少なくなっていますので、子どもが少なくなっていくからこういうふうな状況だと思うのですけれども、予算のときもそうでしたけれども、子どもの数が少なくなってきましたけれども、施設として保育所の施設が今後危ぶまれるのではないかと思うのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか、それがまず1点目。

それから2点目は、ページ数で16ページ、重層的支援事業なのですけれども、この点で減額になっているのですけれども、どのような状況で身体とか、介護とか、もう一つ医療でしたか、減額になっているのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまの1点目のご質問につきましてお答えさせていただきます。

保育所運営費負担金、保護者負担金のほうですけれども、議員がおっしゃるとおり、子どもの数は減ってしまっていて、令和2年度と令和3年度を比較してご説明いたしますけれども、令和2年度末の保育所等への入所数ですけれども、1,087名あったわけです。令和3年度末になりまして1,045名ということで42名減っております。これは、入所状況です。あと住民基本

台帳から年齢別の人口を見てみますと、就学前の子どもが、令和2年度末1,261人に対して、令和3年度末は1,147人ということで114名減少しております。ゼロ歳児に限って見ますと、令和2年度は172名だったのに対して、令和3年度は156名です。ほぼ出生数になりますけれども、1割の減というふうになっていまして、年々子どもの数が減ってきております。

年齢別でいいますと、4歳児までは1学年に100人を超えておったのですけれども、今の3歳児から、3歳児193人、2歳児159人、1歳児176人、ゼロ歳児は156人というふうに年々減少しております。

そういったことから、この保護者負担金も減るわけですし、保育給付に対する国、県の交付金も減少してくるものと思っております。

あと保育所の経営が危ぶまれるのではないかというふうなことなのではございますけれども、そちらにつきましては、今後開発予定のそちらの人口の増加もあろうかと思っておりますので、その辺は、今の段階ではちょっと分からないわけで、その動向を注視してまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） 重層的支援体制整備事業交付金についてご説明いたします。

障がい者、児童、社会福祉と老人福祉もそうなのではございますけれども、年当初に、国のほうの基準に基づいて交付申請するのですが、最終決定時点で、国のほうからの交付金等が若干減額になった関係で、こういった減額の補正という形になってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 25ページで子育て世帯の生活支援特別給付金で、その他の部分なのではございますけれども、住民税非課税の方には、もうプッシュ型といいますか、直接入ってくるけれども、課税世帯でもコロナの影響を強く受けたことが分かれば、対象になりますよというものだったのではございますけれども、その他の部分があったのかどうかを1点お聞きいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今議員がおっしゃったとおり、令和3年4月1日以降の収入が著しく減少したということで申請があった世帯は5世帯になりまして、子どもの数も同じく5名というふうなことでご

ございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 歳入のほう、14ページの9款地方特例交付金5,758万5,000円戻すわけですけれども、これちょっと額として見積りが甘かったのではないかなと思うのですけれども、この辺はどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

9款の地方特例交付金、コロナの補填に関する、こちらは想定される最大値で取りましたので、それで9,000万円必要であるというふうに、関係としては、固定資産税と、この補填金はシーソーになるような感じの関係でございます。それで、申請が多い場合を一応やっぱり想定した予算としましたので、こちらの補填分はマックスで、そして固定資産税はミニマムでというふうな感じの予算取りとなったものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 28ページ、コロナの関係ですけれども、ワクチンの接種状況、減になっておりますけれども、どの程度の方がワクチンを接種されたのか、その現状についてお聞かせください。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

4月25日現在の状況でございますが、1回目接種は90.2%です。2回目接種は89.1%、3回目接種は59.2%となります。約6割弱の方が接種を済まされている状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第3号を終わります。

日程第5 報告第4号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第4号)の専決処分に係る報告について

○議長(藤原由巳議員) 日程第5、報告第4号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 報告第4号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、年度末をもって県支出金の各交付額が確定したことから、歳入歳出予算を補正するものであります。

歳入につきましては、4款県支出金の一部負担金特例措置支援事業費補助金を増額補正し、普通交付金及び特別交付金を減額補正するものであります。

歳出につきましては、2款保険給付費及び4款保健事業費を減額補正し、3款国民健康保険事業費納付金を財源更正し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,689万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,721万4,000円とするものであります。

これらのことについては、令和4年3月31日に、地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第5号の規定に基づき専決処分をしたので、同法180条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長(藤原由巳議員) 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長(浅沼圭美君) 報告第4号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の詳細についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、提案理由にもありましたとおり、年度末をもって、県支出金が確定したことに伴う予算の補正及び財源更正となります。

それでは、歳入歳出予算補正事項別明細書によりご説明いたします。11ページをお開き願います。款、項、項の補正額の順番でご説明いたします。

2、歳入。4款県支出金、1項県補助金、項の補正額2,689万1,000円の減となります。説明欄記載のとおりではありますが、普通交付金につきましては、歳出の保険給付費が見込みよりも少なくなったことに伴いまして、交付金を減額調整するものとなります。特別交付金につきましては、県からの交付金が確定したことに伴い、交付金を減額調整するものとなります。一部負担金特例措置支援事業費補助金につきましては、令和2年度までは、国10分の8、県10の1の財源措置でしたが、令和3年度は特別交付金による国の補助が終了したことにより、県が10分の9の財政措置となり、県からの交付金が確定したことに伴い、増額調整するものとなります。

続いて、15ページをお開き願います。3、歳出。2款保険給付費、1項療養諸費、項の補正額2,022万7,000円の減。

同じく2項高額療養費、16ページをお開きいただきまして、項の補正額151万7,000円の減。

3項移送費、項の補正額3万1,000円の減となります。歳入でもご説明いたしましたとおり、各種給付費が予算見込みよりも少なくなったことに伴い、それぞれ減額を行うものでございます。

続いて、17ページをお開き願います。3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、項の補正額はございませんが、県支出金の確定に伴う財源更正となります。

続きまして、4款保健事業費、1項保健事業費、項の補正額511万6,000円の減となります。こちらにつきましては、特定健康診査委託料となりますが、予算額に対して、決算見込額が少なくなりましたことから減額するものでございます。

以上をもちまして、報告第4号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の詳細説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(藤原由巳議員) 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

10番、昆秀一議員。

○10番(昆 秀一議員) 16ページの移送費についてなのですが、これは毎年毎年出て

はいるのですけれども、実績がないように感じるのですけれども、これの周知方法、どういうふうにしたら使うとかというのを医療関係者とかにはどのように伝えているのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

移送費に関しましては、今ご指摘のとおり、毎年減額している現状ではございますが、私どもも、その周知に関しては、まだ不足の点があるというふうに捉えておりますので、今後また国保の被保険者の皆様に分かりやすい、丁寧な周知を進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 先ほどの昆議員の質問に加えて、移送費のことなのですけれども、国保に加入している方で障害者手帳がない方で、難病ということで、何か移送について、いろいろ問合せとかあるのですけれども、そのことは窓口にも行っているのですけれども、移送の業者がどのようになっているのか、お伺いします。

やっぱり事業所としてやっていけないのではないかなと思っているのですけれども、それが難病の方、希望する方にサービスが行き届いていないのではないかと思うのですけれども、その辺はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、移送費については、やっぱりかかりつけ医とかの証明が必要になるわけです。そこで、今担当課長が答弁したとおり、昆秀一議員の質問にお答えしたとおり、周知も大事ですが、これはお医者さんの判断で移送が必要かどうかということなので、私らのところで判断して移送を決めることではないことだけは、ご理解をいただきたいということ。

それから、あとは障がい者とか、難病とか、そういう方々についても、移送が必要なのであれば、お医者さんが判断して決められるもので、そういったことの内容については、私どもも内部でしっかりもう一度総点検して対応してまいりたいと、こう思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 町長の今の答弁は、今後精査してということでしたので、その精査することをもっと強固にさせていただきたいということで、こんな例があります。今月ですけれども、私ふれあいランドに行って、難病の事務局があるのですけれども、そこで矢巾町出身の県議の方もいましたけれども、県議の方たちが3つの難病の団体の方たちと話をして、その移送のことが大変今要望としてあるということなのですからけれども、強く矢巾町としてもやっていただきたいと思います。私にも何回か、その難病の方、移送について大変だということですので、希望しても業者がない、そういうことでやっぱり県もそうですけれども、国とかに要望させていただきたいと思いますので、強く求めます。

○議長（藤原由巳議員） 答弁はいいですね、要望するそうですので。

他に質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第4号を終わります。

日程第6 報告第5号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第6、報告第5号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第5号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、年度末をもって紫波町と実施しております紫波郡在宅医療介護連携促進事業に係る事業費が確定したことから、歳入歳出予算を補正するものであります。

歳入につきましては、2款分担金及び負担金を減額補正するものであります。

歳出につきましては、3款地域支援事業費を減額補正し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,675万2,000円とするものであります。

これらのことについては、令和4年3月31日に、地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第5号の規定に基づき専決処分をしたので、同法180条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 報告第5号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の詳細についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、提案理由にもありましたとおり、年度末において、事業費が確定したことに伴う予算の補正となります。

それでは、歳入歳出予算補正事項別明細書によりご説明いたします。11ページをお開き願います。款、項、項の補正額の順番でご説明いたします。

2、歳入。2款分担金及び負担金、1項負担金、項の補正額7万1,000円の減となります。これは、紫波町と共同実施している紫波郡在宅医療介護連携促進事業について、令和2年度と令和3年度は、本町が事務局を担当しており、事務局が事業に関わる費用を歳出するに当たり、紫波町からいただく負担金であります。事業実施方法変更による歳出減に伴い、紫波町負担金の減額変更が理由となります。

続いて、15ページをお開き願います。3、歳出。3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、項の補正額7万1,000円の減となります。こちらにつきましては、歳入でもご説明いたしました紫波郡在宅医療介護連携促進事業に関わる事業費が確定し、減額補正するものとなります。

以上をもちまして、報告第5号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の詳細説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 歳出のほう、在宅医療・介護連携推進事業というのの減ということで、これは報酬なのですけれども、この中身として、事業の内容として、多分ここから出ているかなと思うのですけれども、連携セットというのを皆さんに配っていたかなと思うのですけれども、これもこの中の事業で行っているものなののでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今議員からお話がありました連携セットにつきましては、この事業の中でいろいろ検討して行っているものとなります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 分かりました。連携セットって、当初の予定と全然変わってきて、最初のうちは、要望だけだったかな、何だかんだと数が増えたのです。それで、何か数合わせをしているような感じを受けてしまうのですけれども、これはどういうふうにして連携セットを配るとというのが決まったのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） この連携促進事業においては、2町との間、そして医師会との間の中で、様々相談しながら数的なものとか、検討して行っているところでございますが、先日も運営会議がございましたが、その中でさらに今後の在り方を検討しながら進めているところでございます。ご意見として、数を増やしているというあたりとか、またご意見を頂戴しながら意見を反映して、よりよい促進事業に進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第5号を終わります。

日程第7 報告第6号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決
処分に係る報告について

○議長（藤原由巳議員） お諮りします。

日程第7、報告第6号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第6号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

今回報告いたします自動車破損事故につきましては、矢巾町大字北矢幅第4地割地内の町道大沼線において、相手方が走行中に、道路上の穴の発見に遅れ、その上を通過したため、自動車のタイヤを破損したものであります。

破損に係る賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険で行っており、本町の過失割合は6割との査定から、破損部分の修理代金1万8,300円を支払うものであります。

なお、このことについては、令和4年4月20日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定により専決処分したので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第6号を終わります。

日程第8 議案第33号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第8、議案第33号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第33号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて

提案理由の説明を申し上げます。

固定資産税の課税客体である固定資産を適正に評価するために設置される固定資産評価員につきましては、4月の定期人事異動に伴い、税務課長に就任しました佐々木智雄を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） お諮りします。

本案につきましては、人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

（税務課長 佐々木智雄君 退場）

○議長（藤原由巳議員） ただいま採決に関わる課長は退席いたしました。

それでは、この採決に入ることにご異議なしといただきましたので、ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第33号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり同意することに決定しました。

（税務課長 佐々木智雄君 入場）

○議長（藤原由巳議員） 時間は、1時間経過しましたが、このまま継続してまいりたいと思います。

日程第9 議案第34号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（藤原由巳議員） 日程第9、議案第34号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第34号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、14款国庫支出金のマイナポイント事業費補助金、社会資本整備総合交付金を増額補正、デジタル田園都市国家構想推進交付金を新設補正し、18款繰入金の財政調整基金繰入金、21款町債の公共事業等債を増額補正するものであります。

主な歳出につきましては、2款総務費の戸籍住民基本台帳事業、8款土木費の道路新設改良事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,866万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億376万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（花立孝美君） 議案第34号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明いたします。

それでは、3ページをお開き願います。第2表、地方債補正です。変更となります。変更は、限度額のみですので、補正前後の限度額のみご説明いたします。

起債の目的、道路整備事業。補正前限度額2億2,980万円、補正後限度額2億5,730万円。補助金の内示額に合わせて事業費の調整を行ったことによる限度額の変更となります。

次に、事項別明細によりましてご説明いたします。11ページにお進み願います。歳入補正の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。また、主なものについて説明をさせていただきます。

歳入。14款国庫支出金、2項国庫補助金5,087万8,000円、個人番号カード交付事務費補助金の増162万円及びマイナポイント事業費補助金の増520万6,000円は、歳出、2款のそれぞれマイナンバーカード申請支援事業委託料及びマイナポイント申請支援事業委託料に対応した国庫補助金となります。補助率は10分の10となっております。デジタル田園都市国家構想推進交付金664万7,000円は、歳出、2款の異動受付支援システム導入業務委託料に対応した交付金で補助率2分の1となっております。社会資本整備総合交付金の増3,740万5,000円は、歳出、8款の防災安全対策事業に対応した交付金で補助率55%となっております。

18款繰入金、2項基金繰入金1,028万4,000円、財政調整基金繰入金の増1,028万4,000円で、

これによりまして補正後の財政調整基金残高は7億6,600万8,000円となります。

21款町債、1項町債2,750万円、地方債補正で説明しましたとおり、土木債は、補助金の内示額に合わせて事業費の調整を行ったことによる補正となります。

次に、歳出の説明をさせていただきます。15ページにお進みます。歳出補正の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。

歳出。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費2,012万2,000円、補正内容につきましては、4月20日に開催されました全員協議会で質疑された内容となります。マイナンバーカード申請支援事業委託料及びマイナポイント申請支援事業委託料は、やはばーくやスーパーなどで出張申請受付を行うもので、歳入でも説明しましたとおり、補助率10分の10の補助金を活用して行うものです。異動受付支援システム導入業務委託料は、できる限り紙に書かせない窓口を目指すものです。

4款衛生費、1項保健衛生費33万円、第4回目の新型コロナウイルスワクチンの接種に向け、予算の組替えを行うもの及び保育士や教職員への抗原検査の継続に伴いまして、検査した薬剤などは、医療廃棄物となりますが、その廃棄のための委託料を計上するものです。

8款土木費、2項道路橋梁費、項の合計は16ページに参りまして6,821万円、町道矢次線道路改良事業に伴う道路用地購入費及び支障物件補償費となります。

以上で議案第34号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点だけお伺いします。ページ数で15ページ、コロナワクチンの接種のことなのですが、先ほども報告でありましたが、矢巾町の現在のワクチンの接種状況の年齢別なのですが、5歳以上の方々もやっていると思うのですが、どのような状況になっているのか、75歳以上とか、いろいろ65歳以上とかありますけれども、

その接種状況をお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ワクチンの接種状況、先ほどご説明いたしました、1回目、2回目につきましては、先ほど5歳以上のパーセントでございます。ですので、全体で対象者数は5歳以上で2万6,111名が対象者となります。そのうち1回目を接種した方々が90.24%、2回目接種が89.19%です。全体的にいいますと、3回目接種のことでございますが、3回目接種は59.2%でございますが、65歳以上の高齢者の皆様の接種状況は91.5%です。年代的に見ますと、ちょっと低いというか、状況が30代が34.2%、20代が37.8%、40代が45.2%ということで、実は20代よりも30代のほうが低いという現状を鑑みまして、私どもも働き盛りの世代、その方々の接種率をどうやって上げていくかということで、今医師会の先生方とご相談しているところです。

4回目接種につきましては、今様々報道が毎日のように出ておりますが、明日28日、国の説明の予定です。ウェブ会議として、国の説明がある予定ですが、それをしっかりと私どもも把握した上で、医師会のほうと、また細かいところを詰めて4回目接種の調整を図っていきたく思っております。

4月までは、土日、集団接種を行っておりまして、個別も平日行っております。5月に関しましても、医師会の先生方といろいろ相談をして、ちょっと予約が低迷している現状もございますので、集団接種は、5月に関しては午前のみとするとか、医師会の協力をいただいている先生方とのその調整を図って進めているところでございます。

以上、ご説明いたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

同じやつ。

（何事か声あり）

○議長（藤原由巳議員） これ以上詳しいことは、資料請求して、ちゃんと書面でもらったほうがいいと思います。今の答弁で大体皆さん分かったと思います。

（何事か声あり）

○議長（藤原由巳議員） 川村よし子議員、簡単に。

○13番（川村よし子議員） 矢巾町の5歳以上というか、10歳未満のコロナ感染者が結構多いです。そういうところも考えて、やっぱり今の答弁では、勤労者の方たちに接種をするとい

うことは、やっぱり理にかなっていると思いますので、その数を聞きたいなと思ったのですが……

○議長（藤原由巳議員）　あまりそういう数値にいくと、プライバシーに関わる問題もありますので……

○13番（川村よし子議員）　個人名を聞くわけではなくて……

○議長（藤原由巳議員）　いやいや、数値にいても、後でそれはそこに行って聞いてください。そういうふうにお願いします。やはりいろんな問題がありますので、議会でこの辺はちよっと、議論すべきことかどうかも含めて、いろんな課題もありますので、直接お聞きしていただきたいというふうに思います。

（「分かりました」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　他に質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第34号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤原由巳議員）　以上をもって本日の議事日程は終了しました。

これをもちまして令和4年矢巾町議会定例会4月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員